

氏名	岡田 治夫		
学位の種類	博士（法学）		
学位記番号	博甲第	8409	号
学位授与年月日	平成 29年 12月 31日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
審査研究科	ビジネス科学研究科		
学位論文題目	介護保険法が担う「介護」に関する考察—英国法の展開を踏まえて—		
主査	筑波大学 客員教授	法学士	江口 隆裕
副査	筑波大学 教授	学士（法学）	川田 琢之
副査	筑波大学 教授	博士（法学）	岡本 裕樹
副査	筑波大学 准教授	修士（教育学）	渡邊 絹子
副査	東洋大学 教授	博士（社会福祉学）	秋元 美世

## 論文の内容の要旨

本論文は、介護保険制度創設の際の議論に立ち返り、かつ、英国における介護費用負担を巡る議論を参考にした上で、社会保険方式をとりつつも半分は税に財源を求めたわが国の介護保険制度について、そのあり方を再考しようとするものである。

「第1 はじめに」では、本論文の目的に次いで、先行研究の評価を行い、それを踏まえて本論文の意義及び構成について述べている。

「第2-1 介護に要する費用をどのように賄うか」では、「日本型福祉社会論」から消費税の導入に至る議論を整理した上で、介護保険制度になぜ社会保険方式を導入する必要があったのかを論じている。社会保険方式を採用したことは、所得の多寡に関係なく、契約に基づいて、介護に係るニーズに必要なサービスを利用できる仕組みとするためであったが、その財源の半分を税としたことから、国の財政規律の観点と無縁でいられず、特に消費税の社会保障財源化によって、補足給付制度に資力調査要件を加えたことに代表されるように、個人に負担を求める制度改正がなされることに繋がっていったと分析している。特に、今回の社会保障と税の一体改革による消費税の社会保障財源化は、消費増税実現のための単なる手段ではなく、その増収分を社会保障経費に振り分けることを条件に、経費全体の抑制を図ることを目的としており、介護保険制度を再び個人の負担能力の問題に回帰させようとするものであるとした。そして、社会保障と税の一体改革の目指すところは、介護費用を個人の負担能力の問題に回帰させ、介護保険制度導入の目的の一つである「介護の社会化」からの逸脱を促すことにあるが、介護保険制度は、そもそもその基本と矛盾する構造的な問題を抱えていたとしている。

「第2-2 どのような介護を誰が担うのか」では、介護保険制度創設の際の議論を念頭に、どのような介護を誰が担うかという観点から、介護保険制度の構造的な問題を検証している。その結果、まず、介護保険制度の最終的な議論の取りまとめの中では、介護そのものの定義を欠いたまま、家族介護の評価に関する議論は置き去りにされていたことを明らかにしている。また、社会保険方式の採用に伴って実現した介護サービス契約は、保険給付を受けることが前提となるため、その内

容は指定基準等に委ねられ、その策定は厚生労働大臣に一任されているが、その合理性を担保する根拠が明確ではないことを指摘している。このように、介護保険制度の構造的な問題は、介護に占める保険給付の内容及び水準をどのように確保すべきかという視点を欠いたまま、社会保険料と税という性質の異なる財源を組み合わせたことにあり、消費税の社会保障財源化とともに、国の財政規律の観点から、なし崩し的に給付の効率化・重点化が進められていくことになったとしている。

「第3 英国において、介護はどのように賄われ誰が担うのか」では、税を財源とする英国の公的な介護費用負担の仕組みについて検討している。英国では、社会福祉と保健医療に要する費用は、原則的に税によって賄われるが、介護費用は全額自己負担が原則であって、公的な支援は、自ら介護費用を負担できない重度の要介護者のみを対象とした選別主義的なものであるのに対し、保健医療は国が直轄する NHS が担い、普遍主義的な制度となっている。そこで、高齢者介護の公的な支援のあり方を見直すため、新法（Care act 2014）を制定し、個人が自分の介護のために支出する額に上限を設ける介護費用のキャップ制の仕組みを導入することにした。これは、介護費用の無料化と全額自己負担化との現実的な妥協の産物と言えるが、同時に、この改革では、どのような介護を誰が担うのかという問題を問い直すことにもなった。その結果、当事者の福祉向上を推進させることを Well-being 原則として規定するとともに、地方自治体は当事者のニーズに適合するようにサービスを手配しなければならないとするニーズへの適合、さらに介護者支援の考え方が導入された。サービスの決定にはニーズ評価が決定的な役割を負うことになり、地方自治体が、ニーズ評価を無視して、安易に財源不足を理由とした不履行を行うことは許されないことになったと指摘する。

「第4 介護保険法が担う「介護」に関する考察－英国法の展開を踏まえて－」では、これまでの検討を踏まえ、わが国の介護保険制度への3つの対応策を提案している。

一点目は、税と社会保険料の役割分担を確立させる必要性であり、例えば、英国のように、税を財源とする介護は、重度の要介護を保障することに重きをおき、給付と負担の関係が明確な社会保険料を財源とする介護は、その地域の保険料水準との兼ね合いで、地域がどのような介護を担うかを決定できる仕組みとすることが考えられるとする。

二点目は、地域と利用者が主体的に介護サービスを決定できる仕組みの必要性であり、指定基準等の私法上の位置づけを図り、介護保険制度に関わる各主体が有機的に連動しながら、被保険者の契約内容を確認しようとする仕組みを提案している。

三点目は、要介護者と家族介護者に対するニーズ評価の必要性であり、具体的には、家族介護者に対するニーズ評価を制度に組み入れ、その結果に基づいて、家族介護者に対するサービスを提供することを提案している。

## 審査の結果の要旨

本論文は、介護費用の財源のあり方から介護保険制度自体のあり方を論じようとするものであり、給付と負担が表裏一体の関係にある社会保障制度にあっては、ある意味当然であるにもかかわらず、これまで明示的に論じられてこなかった論点について、介護保険制度創設以前の措置制度に遡り、かつ、保健医療及び福祉ともに税財源によって賄われる英国の例を参照しつつ、論じたものである。その着想及び介護保険制度分析の視点はオリジナリティに富み、全体として、独創的な内容の論文と評価することができる。また、第4で提案されている3つの対応案も、高い独創性を有している。加えて、わが国における介護保険制度創設に関する議論及び英国における介護費用負担に関する立法動向等について詳

細にサーベイしている点も評価に値する。

しかし、上記3つの提案については、そのフィージビリティをさらに検証する必要があると感じられるだけでなく、3つの提案とそれまでの論文の記述の論理的なつながりについて必ずしも明確でない部分もあるので、今後、さらなる考究を重ねることが求められる。

以上のおり、本論文は、わが国の介護保険制度のあり方を考える上で、多くの独創的な示唆を与えるものであり、博士論文としてふさわしい内容をもつものと評価できる。

#### **【最終試験】**

論文審査委員会による最終試験を平成29年11月15日に実施し、全員一致で合格と判定した。

#### **【結論】**

よって、著者は、博士（法学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認める。